

令和 年 月 日

愛岐ケ丘自治会長 様

申請者 住所：
氏名： 印
TEL：

住宅等建築同意申請書

今般、可児市愛岐ケ丘 丁目 番地に住宅等を下記により建築するにあたり、貴自治会の右記建築同意事項を遵守し、自治会及び住民に迷惑をかける事を誓約いたしますので、同意くださるようお願いします。

記

- 着工予定日 令和 年 月 日
- 完了予定日 令和 年 月 日
- 工事種別 住宅新築 ・ 住宅増築 ・ 車庫
その他（ ）
- 施工業者 住 所
会 社 名 印
連絡責任者 印
TEL 昼 間
夜 間

連絡先：	
住 所	可児市愛岐ケ丘5-212 愛岐ケ丘集会場内
氏 名	山 田 直 幸
TEL	(0574) 65-2978

<建築同意事項>

- 土地購入の契約の際に取り交わされた、「宅地・建物取引業法第35条の規定」に基づく、別記、名鉄「愛岐ケ丘」名鉄ホーム物件説明書のうち、第9項の内容を遵守すること。
- 工事着工前に建築場所周辺の道路、歩道、側溝等の状態を立合検査すること。
- 污水管、雨水管等 配水管の指示を受けること。
- 工事着工前に水道と電気は設置し、付近の住民より借りないこと。
- 下水道への土砂等の流入による詰まり防止と交通安全を確保するため、道路上に工事材料、残土、撤去コンクリート、ブロック等を放置しないこと。
- 上下水道布設工事（本管との取付工事）を施工する場合、事後において埋め戻しは、転圧を加え完全なる原形復旧すること。
- 工事完了時には、自治会担当責任者と工事責任者（申請者）が立会点検を行い、不良事項については改善すること。
- 自治会の諸規約に定められた諸費用は、規定通り支払うこと。
- 家族構成に見合った駐車スペースを確保すること。

< 名鉄 『愛岐ケ丘』 名鉄ホーム物件説明書第9項 >

9項 建築物等の制限について

名鉄「愛岐ケ丘」（以下「団地内」という）の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠および建築設備は建築基準法による第1種低層住居専用地域内の制限によるほか、次の各号に定める基準によらなければなりません。増改築等工事に着手される場合は充分ご留意下さい。

ただし、ショッピング・集会場その他公益上やむを得ないと特定行政庁が認めて許可した場合はこの限りではありません。

なお、この団地内の土地の所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有権者等」という）はこの団地内の土地・建物の売買等により所有権者等が変更される時にも本事項を引き継がなければなりません。

具体的には

- 敷地の区画の変更または著しい形質の変更はできません。
- 建築物は1区画1戸建とします。（土地の区画は再分割する事はできません。）
- 地下を除く階数は2以下とします。
- 外壁または、これに代わる柱の面から隣接境界線までの距離は1.0メートル以上とします。ただし、車庫・物置は除きます。
- 污水および雑排水（勝手下水・風呂水・洗濯排水等）は各区画の污水管に接続して排水し、雨水は側溝または雨水管へ排水して下さい。
- 建築物の色彩・形態は良好な住宅環境を害しない健全な住宅地にふさわしいものにして下さい。
- 敷地内の空地は周囲の環境との調和を計るよう緑化に努めて下さい。
- 塀は不燃性でかつ充分安全性を有するものとし道路に面するものについては特に美観保持に適合するものにして下さい。
- 看板標識等の色彩は周囲の環境を害し、あるいは他の妨げになるおそれがないようにして下さい。
- 歩道からの自動車の出入のために道路（車道）に鉄板等の物を置くことは出来ません。

令和 年 月 日

申請者 住所：
氏名： 殿

愛岐ケ丘自治会
会長： 印

住宅等建築同意回答書

愛岐ケ丘 丁目 番地に住宅等の建築同意申請の件につき、愛岐ケ丘団地内公共施設の良好なる維持管理と生活環境の保全及び自治会運営のため、下記工事施工にあたって右記建築同意事項を厳守されることを条件に同意します。

記

- 着工予定日 令和 年 月 日
- 完了予定日 令和 年 月 日
- 工事種別 住宅新建築 ・ 住宅増築 ・ 車庫
その他 ()
- 施工業者 住 所
会 社 名 印
連絡責任者 印
TEL 昼 間
夜 間

連絡先：	
住 所	可児市愛岐ケ丘5-212 愛岐ケ丘集会場内
氏 名	山 田 直 幸
TEL	(0574) 65-2978

<建築同意事項>

- 土地購入の契約の際に取り交わされた、「宅地・建物取引業法第35条の規定」に基づく、別記、名鉄「愛岐ケ丘」名鉄ホーム物件説明書のうち、第9項の内容を遵守すること。
- 工事着工前に建築場所周辺の道路、歩道、側溝等の状態を立合検査すること。
- 污水管、雨水管等 配水管の指示を受けること。
- 工事着工前に水道と電気は設置し、付近の住民より借りないこと。
- 下水道への土砂等の流入による詰まり防止と交通安全を確保するため、道路上に工事材料、残土、撤去コンクリート、ブロック等を放置しないこと。
- 上下水道布設工事（本管との取付工事）を施工する場合、事後において埋め戻しは、転圧を加え完全なる原形復旧すること。
- 工事完了時には、自治会担当責任者と工事責任者（申請者）が立会点検を行い、不良事項については改善すること。
- 自治会の諸規約に定められた諸費用は、規定通り支払うこと。
- 家族構成に見合った駐車スペースを確保すること。

< 名鉄 『愛岐ケ丘』 名鉄ホーム物件説明書第9項 >

9項 建築物等の制限について

名鉄「愛岐ケ丘」（以下「団地内」という）の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠および建築設備は建築基準法による第1種低層住居専用地域内の制限によるほか、次の各号に定める基準によらなければなりません。増改築等工事に着手される場合は充分ご留意下さい。

ただし、ショッピング・集会場その他公益上やむを得ないと特定行政庁が認めて許可した場合はこの限りではありません。

なお、この団地内の土地の所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有権者等」という）はこの団地内の土地・建物の売買等により所有権者等が変更される時にも本事項を引き継がなければなりません。

具体的には

- 敷地の区画の変更または著しい形質の変更はできません。
- 建築物は1区画1戸建とします。（土地の区画は再分割する事はできません。）
- 地下を除く階数は2以下とします。
- 外壁または、これに代わる柱の面から隣接境界線までの距離は1.0メートル以上とします。ただし、車庫・物置は除きます。
- 污水および雑排水（勝手下水・風呂水・洗濯排水等）は各区画の污水管に接続して排水し、雨水は側溝または雨水管へ排水して下さい。
- 建築物の色彩・形態は良好な住宅環境を害しない健全な住宅地にふさわしいものにして下さい。
- 敷地内の空地は周囲の環境との調和を計るよう緑化に努めて下さい。
- 塀は不燃性でかつ充分安全性を有するものとし道路に面するものについては特に美観保持に適合するものにして下さい。
- 看板標識等の色彩は周囲の環境を害し、あるいは他の妨げになるおそれがないようにして下さい。
- 歩道からの自動車の出入のために道路（車道）に鉄板等の物を置くことは出来ません。